

再発行

綾部市指令第124号

平成28年3月25日

登 録 証

住 所 京都市伏見区羽束師古川町233番地
名 称 株式会社カンボ
代表者名 代表取締役 横 山 秀 昭 様

綾部市長 山 崎 善 也



事業系一般廃棄物及び一時的に大量に廃棄される家庭系一般廃棄物の綾部市クリーンセンターへの搬入について次のとおり登録します。

事業所名	株式会社カンボ
所在地	〒612-8486 京都市伏見区羽束師古川町233番地
代表者名	代表取締役 横 山 秀 昭
廃棄物の種類	廃プラスチック類、生ごみ、紙くず、布類（40cm以下に裁断のこと）、木くず（主におがくず）等 （詳細は、直接お問い合わせください。）
登録期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日
登録条件	搬入条件のとおり
その他	

搬入条件

- (1) 綾部市以外で発生した廃棄物は搬入できません。
- (2) 搬入時には、必ず「搬入証」を提示してください。
搬入証は登録車両分をお渡しします。
- (3) 処理手数料は、搬入時に現金又は搬入券で精算してください。
- (4) 事業系一般廃棄物については、燃やして処理できる廃棄物に限ります。
ただし、次のものは搬入できません。
 - ① 塩化ビニール製品
 - ② カーボン、グラスファイバー、FRP、ABS、強化プラスチック製品
 - ③ フロッピーディスク、MOディスク、CD、DVD、ビデオテープ、カセットテープ等
 - ④ 靴類
 - ⑤ ベンゼン、シンナー、オイル等が染み込んだウェスや布類
 - ⑥ 金属類が付属するもの
 - ⑦ 不燃物に分類されるものが混入しているもの
 - ⑧ 長いもの、大きいもの。(40cm以下に切断(破碎)又は、分解してください。PPバンド等は10cm以下に切断してください。)
 - ⑨ その他上記に類する廃棄物
- (5) 廃棄物は分別を徹底してください。分別が十分でない場合は搬入できません。
- (6) 引越などによって一度に多量の家庭系一般廃棄物(粗大ごみ、ふとん類、不燃ごみ)の搬入をされる場合は、排出者に同行していただくか又は排出者の証明書(別紙7)を提示してください。
- (7) 施設内では、係員の指示に従ってください。
- (8) 搬入された廃棄物について、随時検査を行う場合があります。この場合において適正な分別または搬入を認めていない廃棄物が発見された場合は、搬入登録を取り消します。
- (9) クリーンセンターの容量・処理能力上、搬入を一時的に制限することがあります。
- (10) 上記条件に違反した場合は、搬入登録を取り消します。
- (11) 搬入時間は、平日の午前9時から正午までと午後1時から午後4時までです。
土曜日、日曜日、祝日の搬入はできません。
- (12) その他不明な点は、綾部市クリーンセンターにお問合せください。